
地方創生 2.0 における特区の再起動 (総合特区関係)

2025年6月27日
内閣府
地方創生推進事務局



前回の諮問会議を踏まえて

第65回国家戦略特区諮問会議（令和6年12月24日）において、これまでの成果や課題を踏まえ、以下の3つの柱を軸に方向性を提示。その後、地方創生2.0における特区の運用の在り方を検討

3つの柱	取組の方向性
これまでの成果の全国への普遍化	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の全国展開を更に推進 直ちに全国展開が困難なものは、全自治体が活用可能な構造改革特区の特例化を検討 活用が伸び悩む特例措置の要件を再検証
新たな挑戦へのサポート強化	<ul style="list-style-type: none"> 新規の規制・制度改革提案へのサポート（エビデンス収集等） 規制・制度改革を活用した新たな取組・事業へのサポート <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>総合経済対策2024における先行取組（参考資料2-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 先端的サービスに関する調査・実証 ✓ 新しい地方経済・生活環境創生交付金による財政支援 ✓ 利子補給金制度の拡充（対象事業分野や事業規模に関する要件緩和） </div>
産官学金労言の理解・連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 特区の活用促進につながる情報発信強化（地域の好事例など） 自治体・事業者など現場の声の聞き取り 規制・制度改革関係制度の連携強化（参考資料2-5）

第65回国家戦略特別区域諮問会議資料3より抜粋



第65回国家戦略特別区域諮問会議

民間議員意見

- 3つの特区制度の特例措置のいずれも、その恩恵を全国に普遍化させるため全国展開についてまず検討するとともに、仮に全国展開が直ちに困難な場合でも…全国の自治体が活用可能な構造特区特例に移行することを視野に入れてに検討を進めるべきである。
- 特区指定区域・事業者団体との対話や全国の幅広い声を吸い上げるためのWEBアンケートなども活用し、丁寧に地方の声を吸い上げていくことを期待したい。

石破総理発言

- 各特区における特例の全国展開について、具体的な取組を開始してください。
- 特区制度が地域の期待により一層、きめ細かく応えることができる制度となりますように、特区制度の新たな運用の在り方について、来年6月までに具体的な検討を進め、「地方創生2.0」につなげていただきますようお願いを申し上げます。

< 前回諮問会議後の主な取組 >

主務官庁 **特例の全国措置化に向けた検討**

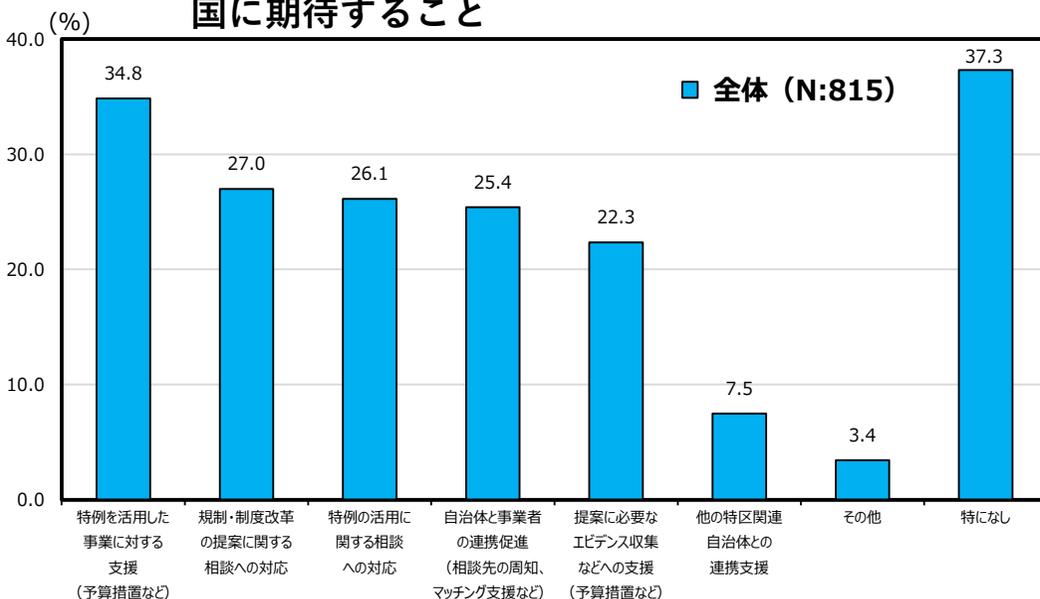
日本全国 **アンケート調査
(全国の自治体・事業者等へのWEBアンケート)**

国家戦略特区自治体 **区域との対話
(全16の指定区域との意見交換)**

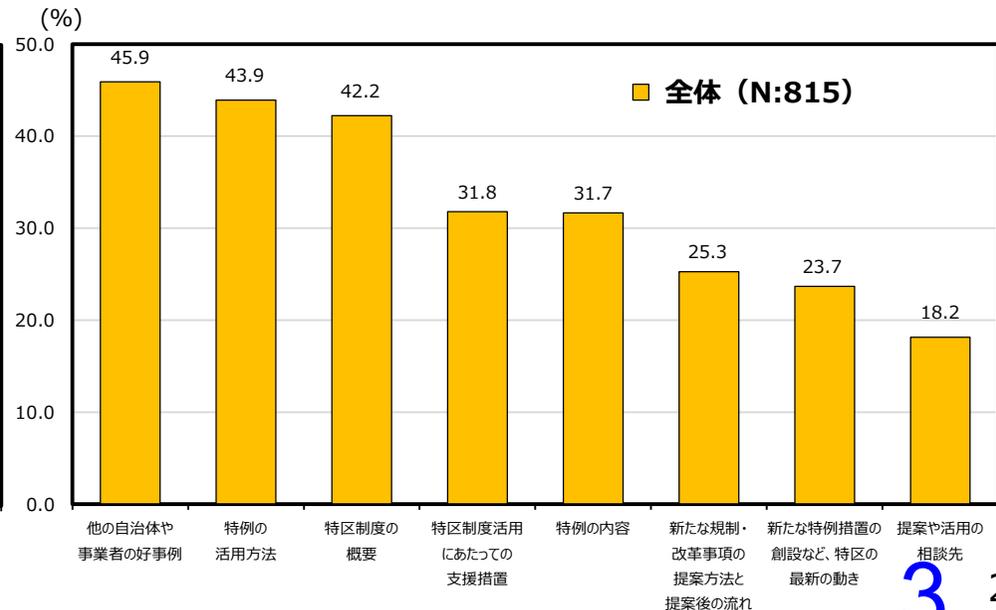
特区制度に関する地域の声

- 令和7年2～3月にかけて、全国WEBアンケートや国家戦略特区指定区域との対話を通じ、自治体や事業者など多様な地域の声を聞き取り
- アンケート調査（詳細は参考資料7-1）では、国に期待することは、特例を活用した事業に対する支援、規制・制度改革の提案・活用に関する相談への対応、自治体と事業者の連携促進、提案に必要なエビデンス収集などへの支援が多い【図1】
- また、特区制度については、約7割が「あまり知らない」「知らない」という結果。好事例や特例の活用方法、制度の概要や支援措置に関する情報提供を求める声が多い【図2】
- 区域との対話（詳細は参考資料7-2）では、提案者側のみに拳証責任を課すのではなく、主務官庁側も説明責任を負うべきとの声や新規提案を行った後のスケジュール感や年間プロセスを明確にしてほしいといった声があった

【図1】 特区制度に基づく特例の提案や活用にあたり、
国に期待すること



【図2】 特区制度の知りたい情報



【今後の方針①-1】成果の全国への普遍化（全国措置化等検討）

- 内閣府からの要請に基づき、**主務官庁において特例措置の全国措置化**について、**構造改革特区への移管を含めて検討**。指定区域に活用が限定されている国家戦略特区、総合特区の検討対象とした特例措置67件のうち、**全国措置化の検討が可能**な旨の回答があったものは**20件**【図3】（各省回答の全体像は参考資料7-3）
- 今後、**主務官庁検討結果**のみならず、**地域のニーズや特例化からの経過年数、活用実績等**も踏まえ、**特区WGヒアリング等**を通じて、**全国措置化**や活用促進に向けた**特例の要件見直しを推進**

検討の進め方

1. 特例の全国措置化

- ① **検討可能**との回答：具体的な内容・時期について主務官庁と検討・調整の上、可能なものから速やかに措置
 - ② ①**以外**の回答：地域のニーズ、特例化からの経過年数、活用実績等を踏まえ、優先順位を決めて全国措置化を検討
- ※国家戦略特区制度の目的達成に資する国等の援助に関する規定（援助規定）についても、地域のニーズ等を踏まえ、全国で活用可能な在り方を検討

2. 特例の要件見直し

地域のニーズ、特例化からの経過年数、活用実績等を踏まえ、優先順位を決めて要件の見直しを検討

※構造改革特区・総合特区の特例措置については、両制度の枠組みの下で今後検討

【図3】主務官庁における特例措置の全国措置化に関する検討結果

	検討対象	全国措置化検討可能（※1）		
		全国展開	構造特区移管	合計（※2）
国家戦略特区	47件	10件	9件	14件
総合特区	20件	3件	3件	6件
合計	67件	13件	12件	20件
構造改革特区	55件	8件	—	8件

※1 複数の主務官庁がある特例については、一部の主務官庁のみが検討可能と回答した場合についても計上

※2 1つの特例について、全国展開、構造特区移管とも検討可能との回答の場合、それぞれ計上しているため、合計は一致しないものがある

【今後の方針①-2】成果の全国への普遍化（検討体制強化）

規制改革の新規提案や特例の全国措置化、要件見直しについて、民間有識者の知見を最大限に活用し、横断的視点で迅速かつ効果的に検討できるよう、各特区制度の枠組みも活かしつつ体制を強化

変更のポイント

- 国家戦略特区WGの意見聴取等の充実のため主務官庁の資料提出、説明等の協力を基本方針に明記（→提案から方針決定までの期間ができるだけ半年以内となることを目指して業務運営を行う）
- 同WGの業務として以下を追加（国家戦略特区「等」WGと改称）
 - ①構造改革特区特例について、必要に応じ評価・調査委員会の検討をサポート（国家戦略特区から移行した特例など）
 - ②総合特区特例の全国措置化等の検討や、新規提案について必要に応じ国と地方の協議会をサポート

※赤：特区WGの新たな役割

<付議対象>

全国措置化
(構造改革特区
への移管を含む)

要件見直し

新規提案

構造改革特区



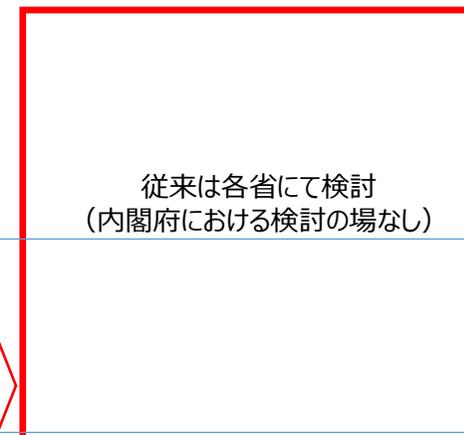
①

国家戦略特区



②

総合特区



国と地方の協議会
従来は民間有識者の
参画なし

従来から、提案・検討は
国家戦略特区と一体的に実施

国家戦略特区ワーキンググループ 有識者名簿

- 安藤 至大 日本大学経済学部教授
- 安念 潤司 中央大学大学院法務研究科教授
- 大槻 奈那 名古屋商科大学大学院 マネジメント研究科教授
ピクテ・ジャパン株式会社 シニア・フェロー
- (座長代理) 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
- 澁谷 遊野 東京大学大学院情報学環准教授
- 菅原 晶子 公益社団法人経済同友会常務理事
- (座長) 中川 雅之 日本大学経済学部教授
- 堀 天子 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
- 堀 真奈美 東海大学健康学部健康マネジメント学科教授
- 安田 洋祐 大阪大学大学院経済学研究科教授

【今後の方針②】新たなチャレンジへのサポート強化

- 地方発の新たな規制改革提案について、主務官庁と協議を進める際のハードルの高さや新たなルールを活用したサービス導入のリスクの高さ等を踏まえ、新たなチャレンジへのサポートを強化
- 具体的には、取組の段階に応じて、国において、新たな規制改革提案の実現や全国措置化のための調査・実証等と、地方創生交付金や利子補給制度による財政・金融支援を一体的・効果的に実施するとともに、特区の活用や地域の関係者の参画・連携につながる情報発信・ノウハウ支援等を行う。

地方発の規制改革提案の実現	各特区における特例措置の活用・サービスの実装	全国措置化								
<p>国による調査・実証等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○規制改革提案の実現に必要なデータ・事例等の収集・整理等 ○先進的な取組に関する実証等 	<ul style="list-style-type: none"> ○特例措置の活用状況等を踏まえた内容や要件の検証 <table border="1" data-bbox="629 811 1806 1196"> <tr> <td data-bbox="629 811 1011 868">財政支援</td> <td data-bbox="1017 811 1806 868"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="629 872 1806 1001"> 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金） ・特区制度を活用した、又は活用しようとする事業については、優先的に支援 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="629 1005 1011 1062">金融支援</td> <td data-bbox="1017 1005 1806 1062"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="629 1066 1806 1196"> 利子補給 ・3つの利子補給制度（国家戦略特区・総合特区・構造改革特区*）を一体的に運用し、効果的に支援 *地域再生計画に位置付けることで支援可能 </td> </tr> </table>	財政支援		新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金） ・特区制度を活用した、又は活用しようとする事業については、優先的に支援		金融支援		利子補給 ・3つの利子補給制度（国家戦略特区・総合特区・構造改革特区*）を一体的に運用し、効果的に支援 *地域再生計画に位置付けることで支援可能		<ul style="list-style-type: none"> ○全国措置化（特例措置の全国展開・構造改革特区の特例措置への移管）のために必要な調査・検証
財政支援										
新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金） ・特区制度を活用した、又は活用しようとする事業については、優先的に支援										
金融支援										
利子補給 ・3つの利子補給制度（国家戦略特区・総合特区・構造改革特区*）を一体的に運用し、効果的に支援 *地域再生計画に位置付けることで支援可能										
特区の活用や地域の関係者の参画・連携につながる情報発信・ノウハウ支援等										

地方の課題を起点とする大胆な規制改革の実現
成果の普遍化

【今後の方針③】産官学金労言士の理解・連携促進

- 特区制度の認知を高め、制度の活用を促進するため、**公式note**を立ち上げるとともに特例措置の創設や活用方法を特区横断的に解説した「**特区の手引き**」や、分野ごとの好事例をまとめた「**特区の活用事例**」を公表し、**特区相談窓口**も整備
- 今後、地域の声も踏まえ、地域の好事例の**コンテンツの充実**や**自治体と事業者をつなぐ場の提供**、**3つの特区制度を一元化したHP公開**、**制度間連携の更なる強化**を図る

＜前回諮問会議後の主な取組＞

特区制度の活用促進



「特区の手引き」・「特区の活用事例」（2025年3月公表）

手引き & 活用事例



＜今後の取組＞

地域の好事例の情報発信強化

特区を推進エンジンに 変化する価値観やニーズに対応し、挑戦する企業を応援（福岡県福岡市）



古くから大陸方面への玄関口として栄え、豊かな自然と機能性に優れた都市エリアが共存する福岡市は、住みやすく働きやすい街と評価されています。一方で、就職を機に九州外に出てしまう学生が多いことや、支店経済的な側面が強いといった課題も抱えていました。そのような中、国家戦略特区制度を推進エンジンとして、国内外から多様な人材や企業を呼び込む環境づくりを行い、飛躍的な成長を遂げている福岡市の歩みについて、総務企画局企画

公式note 開設



企業と共に歩む中山間地域の未来 農業や暮らしの課題を、共存共栄で解決（兵庫県養父市）



自治体の規模が小さくても、国を動かしてルールを変え、地域活性化に取り組んでいる市があります。兵庫県で最も人口が少ない市である養父市は、中山間地域という農業の条件が不利な土地柄に加え、高齢化も加速し、耕作放棄地の増加という課題に直面していました。地域の個人農業従事者だけでは、これらに対処しきれず、将来への課題が残ることは避けられません。そこで、新たな活力として企業による営農を迎え入れ、共存共栄していく道を模索しました。「国家戦略特別区域」に指定された養父市役所の職員である

「note」（2025年2月創設）

好事例の発信や関係者の連携促進のため、**本年秋以降、「(仮)地方創生2.0 特区活用フォーラム」を開催予定！**

規制改革関連制度との連携強化

- 様々な規制改革の取組を制度横断的に検索するためのウェブサイト「**規制改革ライブラリー**」を令和6年度末公開
- 全国的な規制・制度改革を検討する規制改革推進会議等、他の枠組みとの連携を図りつつ、きめ細かく規制・制度改革を推進

今後、公式noteの活用やHP公開を通じ、**質・量ともに充実した情報発信を強化**

特区の再起動に向けた基本方針の見直し

これらの方針を進め、**地方創生2.0において特区を再起動**させるため、**国家戦略特区基本方針（閣議決定）等を改定**（改定案は参考資料7-4）

地方創生2.0を踏まえた取組の推進

地方の厳しい状況とデジタルを始めとする新技術の進展を踏まえ、スピード感をもって**地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める観点から、取組を推進**する旨を明記

成果の普遍化（全国措置化の推進）

特例措置について、直ちに全国展開が困難であってもその効果を全国に波及していくことが可能となるよう、**構造改革特区の特例措置への移管**を推進する旨等を新たに規定

規制・制度改革の検討体制の強化

新たな規制改革提案や特例の全国措置化、要件の見直しについて、**横断的視点で迅速効果的に検討**を行うことができるよう、**各特区の枠組みを活かした検討体制**を新たに規定。新たな規制・制度改革に関する**主務官庁の責務**を明確化

新たなチャレンジへのサポート・情報発信等の強化

新たな規制改革や全国措置化の実現に必要なデータ、事例等の収集・検証、先進的な取組の実現に必要な実証など、**地域のチャレンジを促進**するために必要な施策を講ずる旨や、**特区の活用や多様な関係者の連携を促進**するための**情報発信の強化やノウハウ支援等**に努める旨、**利子補給制度の制度間連携による支援**を推進する旨を新たに規定

関係制度間の連携

3特区制度や他の規制・制度改革関係制度等との連携を図りながら、それぞれの**制度の特色や枠組みを活かし、効果の最大化**を目指す旨を明確化

※**構造改革特区及び総合特区**の基本方針についても、**各制度における必要な手続きを経て同趣旨の改定**を想定 8

地方創生2.0における特区の再起動（ポイント）

地方創生2.0では、2002年に創設された構造改革特区以来、3つの特区制度を通じて得られた**成果の普遍化を強力に進める**とともに、特区制度の原点に立ち返り、特例という実証プロセスも最大限活用しつつ、**地方の課題を起点とする規制・制度改革をより一層大胆に進める**ため、**各特区制度の特徴を活かしつつ連携させ、制度全体の運用を抜本的に強化**する

課題

- 成果の普遍化**
 - 国家戦略特区、総合特区の特例が長期間継続（活用できない地域あり）
 - 特例の要件が厳しく使いにくい
- チャレンジへのサポート**
 - 規制改革提案をしても、主務官庁との調整が困難
 - 規制改革を活用した新たな事業導入のリスクも高い
- 理解連携促進**
 - 特区の活用の仕方を知らない・分かりにくい

地方創生2.0における特区の再起動

成果の普遍化（全国措置化）の推進

- 主務官庁が検討可能とした特例や、特例措置の創設や活用から一定期間が経過している特例は、地域ニーズ等も踏まえ、**構造特区特例への移管も含め、全国措置化を検討**
- 特例の活用状況等を踏まえ、**要件を検証・見直し**

規制・制度改革の検討体制の強化

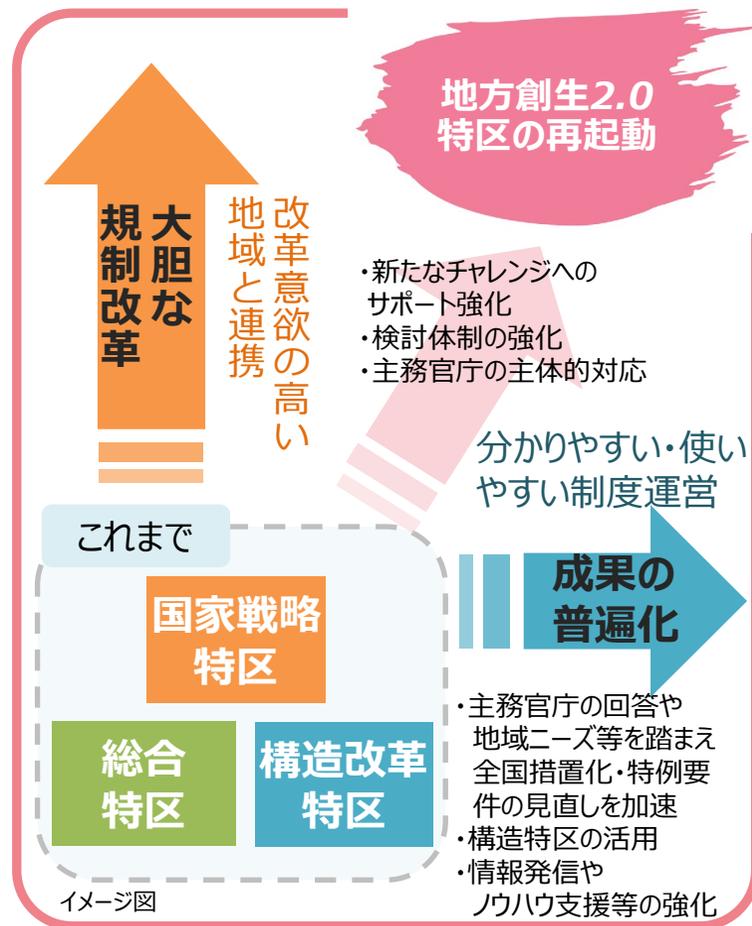
- 迅速かつ効果的な**検討体制の強化**（国家戦略特区等WGと他制度との連携等）
- 主務官庁は規制改革提案を自らの問題ととらえ、地域課題解決に資するよう主体的・早急に検討**

新たなチャレンジへのサポート強化

- 内閣府が**新たな規制改革提案や全国措置化の実現に必要な調査・実証等**を行うとともに、地方創生交付金や利子補給等の**財政・金融支援を一体的・効果的に実施し、新たなチャレンジをサポート**

情報発信等の強化

- 特区の活用や地域における**産官学金労言士の連携促進につながる情報発信、ノウハウ支援等**（特区活用の手引きや好事例集、HPやSNS、相談体制充実）



特区基本方針など関連規定を改正

■ 石破総理ご発言（議事概要より）

地方創生2.0では、地方の課題を解決するための規制・制度改革をより一層大胆に進めるため、三つの特区制度の特徴を生かしながら、利用者目線で制度の運用を抜本的に強化いたしてまいります。

2002年に創設された構造改革特区以来、各特区制度を通じて得られた成果の全国への普遍化を強力に進めます。規制の特例措置の活用が指定区域に限定されている、国家戦略特区と総合特区について今回示された20件を始めとして、新たに全国展開できるよう検討を進め、順次結論を得てまいります。

特区制度の基本方針を改定し、各地からいただいた提案から方針の決定までの期間を数年かかっているものもある中、半年以内とすることを目標に取組を進めてまいります。

新規の規制・制度改革の提案について、規制・制度の担当官庁の説明責任を明確化するとともに、提案者に対してデータや事例の収集、必要な実証を支援してまいります。

個別の規制・制度改革もさらに進める必要があります。清酒についても民間議員から御意見を頂戴いたしました。清酒は日本にとって大変重要な産業です。輸出拡大や農業・観光との連携による高付加価値化など、今後の地方創生の核としての期待も大きく、産業と地域の持続的な発展に向けて事業承継支援による進捗も確認しながら、特区ワーキンググループにおいて必要な検討を行ってください。

武藤経済産業大臣から提案のありましたGX産業立地のように、国際競争力強化に向けた取組も重要です。GX経済移行債による設備投資等の支援と、国家戦略特区制度等を活用した規制・制度改革を一体で進め、GX戦略地域として新たな産業集積を目指します。

産業構造スピーディーに転換していくための大胆な規制改革を進めるには、改革意欲の高い地域との連携が不可欠です。今回新たに指定される千葉県や区域方針を改定するスーパーシティの二つの区域、つくば市、大阪府・大阪市を始め、全国の国家戦略特区指定区域には改革の先導役としての役割を発揮していただきたいと思います。

政府といたしましても、地方創生・国際競争力強化双方の観点から、引き続き規制・制度改革を大胆に進めてまいります。

以上でございます。ありがとうございました。



総合特区に関する最近の国会答弁（令和7年2月14日 衆議院内閣委員会）

伊東信久君（衆・維新・大阪19区）

（中略）二つ目の質問なんですけれども、先ほど、私、和歌山に隣接している大阪の泉州地区というところにいます。関西国際空港がその地区にあるんですけれども、その地区に特区制度がございましたので、このことについて、二つ目のテーマとして質問させていただきます。

特区制度というのは、規制緩和を通じて、地域経済の活性化、産業競争力の向上を目指して導入されておるといふところなんですけれども、これも時代の変化とともに大きく三つ設けられておりました、平成十四年、小泉純一郎内閣の構造改革の一環として特定の地域で規制緩和を試験的に実施するためにまず導入されて、二つ目として、これは平成二十三年、民主党政権下なんですけれども、経済活性化と地域再生を目的に、平成二十五年、安倍晋三内閣の成長戦略としてより強力な規制緩和を目的に設立されました。

さて、石破総理は地方創生二・〇を強力に押し進めていくとされていますけれども、それでは、官房長官にお尋ねしたいんですけれども、石破内閣の位置づけとして、この特区制度を今後も活用していくお考えがあるかどうか、特に、私の地元の泉州地区は総合特区になっておるんですけれども、この活用についてはどのようにしていくのか、官房長官にお尋ねしたいと思います。

林官房長官

この総合特区制度を始めとした特区制度でございますが、規制・制度改革、そして国と地域の支援策の活用、こうしたことを通じて、特に総合特区制度においては、産業の国際競争力強化となる拠点形成、また地域資源を最大限活用した地域の活性化を推進する制度でございます、二十三の指定区域において取組が行われております。お地元はその一つということだろうというふうに思います。

石破内閣が掲げます地方創生二・〇におきましては、付加価値創出型の地方経済の創生、そして地方の課題を起点、スタートとする規制・制度改革に取り組む、こういうことにしております、総合特区制度を含む特区制度についても、こうした地域の期待により一層きめ細かく応えることができる制度ということで大いに活用してまいりたいと思っております。

総合特別区域基本方針の一部変更について

地方創生2.0において特区を再起動させるため、所要の変更を行うもの。

変更のポイント

地方創生2.0を踏まえた取組の推進

地方の厳しい状況とデジタルを始めとする新技術の進展を踏まえ、スピード感をもって**地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める観点から、取組を推進**する旨を明記

成果の普遍化(全国措置化の推進)

特例措置について、直ちに全国展開が困難であってもその効果を全国に波及していくことが可能となるよう、**構造改革特区の特例措置への移管**を推進する旨等を新たに規定

規制・制度改革の検討体制の強化

新たな規制改革提案や特例の全国措置化、要件の見直しについて、**横断的視点で迅速効果的に検討**を行うことができるよう、**各特区の枠組みを活かした検討体制**を新たに規定。新たな規制・制度改革に関する**主務官庁の責務**を明確化

新たなチャレンジへのサポート・情報発信等の強化

新たな規制改革や全国措置化の実現に必要なデータ、事例等の収集・検証、先進的な取組の実現に必要な実証など、**地域のチャレンジを促進**するために必要な施策を講ずる旨や、**特区の活用や多様な関係者の連携を促進**するための**情報発信の強化やノウハウ支援等**に努める旨、**利子補給制度の制度間連携による支援**を推進する旨を新たに規定

関係制度間の連携

3特区制度や他の規制・制度改革関係制度等との連携を図りながら、それぞれの**制度の特色や枠組みを活かし、効果の最大化**を目指す旨を明確化

別表2及び別表3についての所要の変更

総合特区における規制の特例措置として別表に追加され、その後全国展開された「回送運行効率化事業」について、別表に所要の改正を行う。

総合特区規制特例措置の今後の方向性

1. 規制特例措置等の概要

- 総合特区の規制特例措置は20件、全国展開措置は31件ある。
 - ・規制特例措置のうち、国際戦略総合特区関係が9件、地域活性化総合特区関係が11件ある。
 - ・全国展開措置のうち、規制特例措置から移行したものが5件ある。

2. 従来の検討体制

- 規制特例措置の新規提案については、特区毎に設置する「国と地方の協議会」において検討を行う。
 - ・構成員：内閣総理大臣、国務大臣（規制所管府省）、指定地方公共団体の長等
（民間有識者の参画なし。協議会は、新たな規制特例措置等の協議のため、協議会構成員が指名する者により構成する「国と地方の協議会の協議を行うための会議」を開催。）
 - ・協議事項：新たな規制特例措置、税制・財政・金融上の支援措置等
- 全国措置化・要件見直しについては、規制所管府省において検討を行う。

3. 今後の方向性

- 地方創生2.0においては、必要に応じ、「国家戦略特区等WG」での検討や、内閣府による調査・実証等を実施しながら、規制特例措置の新規提案、規制特例措置の全国措置化等の検討を推進する。
- 規制特例措置の新規提案については、通年で提案を受け付け、主務官庁との協議等を推進していく。
- 総合特区の成果の普遍化のため、規制特例措置（20件）の全国措置化を推進していく。
 - ・1件について、全国展開に向けた手続を行っている。
 - ・2件について、「全国展開を検討可能」と所管府省から回答があり、検討を進める。
 - ・3件について、「構造改革特区への移管を検討可能」と所管府省から回答があり、検討を進める。
 - ・上記以外の14件についても、自治体のニーズ等を踏まえ、全国措置化に向けた検討を行っていく。

総合特区規制特例措置の全国措置化の推進

【国際戦略総合特区】

	事業名	認定特区	措置区分	活用実績
1	国際戦略建築物整備事業	-	法律	-
2	特別用途地区 国際戦略建築物整備事業	-	法律	-
3	工場等新增設促進事業	アジアNo.1航空宇宙クラスター形成特区	法律	有
4	国際会議等参加旅客不定期航路事業	アジアヘッドクォーター特区	法律	無
5	外国企業進出促進支援事業	アジアヘッドクォーター特区	通知	無
6	先端的研究開発推進施設整備事業	関西イノベーション国際戦略総合特区	法律	有
7	農業経営改善自家用貨物自動車活用事業	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区 (R4.3.31指定解除)	法律	無
8	国際戦略総合特別区域 外国企業支店等開設促進事業	アジアヘッドクォーター特区	通達	無
9	高度人材外国人受入促進事業	アジアヘッドクォーター特区	省令・告示	無

【地域活性化総合特区】

	事業名	認定特区	措置区分	活用実績
1	地域活性化建築物整備事業	-	法律	-
2	特別用途地区 地域活性化建築物整備事業	-	法律	-
3	地域活性化総合特別区域 ガス融通事業	ハイパー＆グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	省令	有
4	訪問リハビリテーション事業所整備推進事業	柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区 (R4.3.31指定解除)	省令	有
5	介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業	柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区 (R4.3.31指定解除)	省令	有
6	地域活性化総合特別区域 畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区 (H28.4.1指定解除)	省令	無
7	回送運行効率化事業	ハイパー＆グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	省令	有
8	分割可能貨物輸送効率化事業	ハイパー＆グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	通達	有
9	交通空白地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業	持続可能な中山間地域を目指す自立的な地域コミュニティ創造特区 (R4.3.31指定解除)	通達	有
10	特定伝統料理海外普及事業	京都市地域活性化総合特区	告示	有
11	地域活性化総合特別区域 介護機器貸与モデル事業	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区	通知	有

- ・青：全国展開に向けた手続を行っている措置（1件）
- ・赤：「全国展開を検討可能」と所管府省から回答があった措置（2件）
- ・黄：「構造改革特区への移管を検討可能」と所管府省から回答があった措置（3件）

- ・下線：全国ウェブアンケートで活用希望（特区区域外）が3件以上あった措置（10件）

総合特区規制特例措置の概要（1）

【国際戦略総合特区】

	事業名	概要
1	国際戦略建築物整備事業	総合特区内の用途地域の指定の目的に反することのない「建築物の整備に関する基本方針」が、総合特区計画に定められている場合には、当該基本方針に沿った用途制限の緩和を可能とする（例：医療産業の集積のための工業地域における病院の整備促進）。
2	特別用途地区 国際戦略建築物整備事業	建築物の用途制限の緩和の内容が総合特区計画に定められている場合には、特別用途地区において用途制限の緩和を行う際に必要となる大臣承認の手続を不要とする（例：海外高度人材の滞在を容易にするための工業地域におけるホテルの整備促進）。
3	工場等新增設促進事業	市町村の条例の制定により、工場敷地の緑地面積率等の基準の緩和を可能とする。
4	国際会議等参加旅客 不定期航空事業	旅客不定期航空事業者による二地点間の乗合旅客の運送は禁止されているところ、国際会議の新規誘致など新たな需要喚起が見込まれること等を要件として、国際会議の参加者の運送に関して、旅客不定期航空事業者による二地点間の乗合旅客の運送を可能とする。
5	外国企業進出 促進支援事業	指定地方公共団体が認定する企業に就労予定の高度専門職等の外国人に係る「在留資格認定証明書」交付申請について、①審査を迅速化（通常の審査期間「1～3ヶ月」を「10日程度」に短縮）するとともに、②指定地方公共団体から法務省に回付された申請資料については重ねて申請者に提出を求めないこととする。
6	先端的研究開発 推進施設整備事業	先端的研究開発の推進のための施設整備について、売却の可能性が極めて低く、多額の維持管理費を要する等の要件を満たす国有財産の無償譲渡を可能とする。
7	農業経営改善 自家用貨物自動車活用事業	一定の基準に適合する農業用貨物自動車について、指定整備制度（指定点検整備事業者が点検・必要な整備を実施）を活用して安全性が確認された場合、車検期間を1年伸長する。
8	国際戦略総合特別区域 外国企業支店等開設促進事業	外国企業が新たに日本支店等を開設する際、特区協議会の民間事業者が保有し提供する施設を事業所として使用する場合、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われるとみなし、当該外国企業の職員に対して、在留資格「企業内転勤」（※）を付与する。 （※企業内転勤：日本に支店等の事業所を持つ外国企業の職員が、日本の事業所に期間を定めて転勤して就労するための在留資格）
9	高度人材外国人 受入促進事業	総合特区の税制優遇の適用対象となる事業を行う企業に就労する外国人については、高度人材ポイント制（※）におけるポイントの特別加算の対象とする。 （※高度人材ポイント制：学歴・職歴・年収等の項目ごとにポイントを設け、一定点数以上獲得した者には、永住許可要件の緩和や配偶者の就労等の出入国管理上の優遇措置を講ずる。）

総合特区規制特例措置の概要（2）

【地域活性化総合特区】

	事業名	概要
1	地域活性化建築物整備事業	総合特区内の用途地域の指定の目的に反することのない「建築物の整備に関する基本方針」が、総合特区計画に定められている場合には、当該基本方針に沿った用途制限の緩和を可能とする（例：最先端の工場を活用した産業観光の振興のための工業地域におけるホテルの整備促進）。
2	特別用途地区 地域活性化建築物整備事業	建築物の用途制限の緩和の内容が総合特区計画に定められている場合には、特別用途地区において用途制限の緩和を行う際に必要となる大臣承認の手続を不要とする（例：二地域居住の推進のための住居系地域における農産物加工・販売施設の整備促進）。
3	地域活性化総合特別区域 ガス融通事業	コンビナート内の工場においてガスの供給者自らが製造する余剰のガスについて、当該コンビナート内の工場間における融通を定めた特区計画が認定された場合、当該融通を行う者の間に密接な関係（生産工程、資本関係、人的関係等）が存在するものとみなし、ガス事業としての規制の対象外とする。
4	訪問リハビリテーション事業所 整備推進事業	「指定訪問リハビリテーション事業所は病院等でなければならないところ、サービスの質や安全性を確保するための「病院等との密接な連携」等を要件として、同事業所を病院等以外でも開設可能とする。
5	介護予防訪問リハビリテーション事業所 整備推進事業	「指定介護予防」訪問リハビリテーション事業所は病院等でなければならないところ、サービスの質や安全性を確保するための「病院等との密接な連携」等を要件として、同事業所を病院等以外でも開設可能とする。
6	地域活性化総合特別区域 畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業	畜産バイオマス発電設備について、一定の保安措置の整備を前提に、各種規制（主任技術者の選任、保安規程の届出等）が不要となる範囲を、「出力10KW未満」から「出力20KW未満」に拡大する。
7	回送運行効率化事業	輸出向けの製作自動車公道を走行する際は、「回送運行許可番号標（回送ナンバー）」を自動車の「前面及び後面」に表示しなければならないが、「後面」の表示の簡素化を可能とする。
8	分割可能貨物輸送効率化事業	長大で分割不可能な「単体物品」を輸送するセミトレーラとして重量等の基準緩和認定を受けていることを前提に、当該セミトレーラが「分割可能な貨物」を輸送する場合でも、道路舗装の維持等への費用負担や安全対策の徹底を要件として、「単体物品」を輸送する場合の車両総重量を限度として、緩和認定を可能とする。
9	交通空白地有償旅客運送 マイクロバス有償貸渡事業	交通空白地有償旅客運送を行う者が、当該運送に使用するマイクロバスのレンタカー事業を行う場合、2年以上の他車種でのレンタカー事業の経営実績等が必要であるが、貸切バス経営類似行為防止のために必要な措置等の実施を要件として、レンタカー事業開業当初からマイクロバスの貸渡を可能とする。
10	特定伝統料理 海外普及事業	特定伝統料理（京料理）の海外普及のため、対象外国人が同料理の調理に係る業務に従事する活動を行うことを可能とするよう、在留資格の特例を設ける。
11	地域活性化総合特別区域 介護機器貸与モデル事業	介護保険制度において、介護保険給付の対象となっていない介護機器の貸与事業について、地域支援事業（※）として実施可能とする。 （※地域支援事業：要支援・要介護認定を受けていない高齢者に対して、介護予防を目的として市町村が行う事業。地域支援事業の財源は、介護給付と同じく、保険料と公費（国・県・市支出）となる。）

総合特別区域基本方針の一部変更について

(下線：変更部分)

変 更 案	現 行
<p>総合特別区域基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">平成 23 年 8 月 15 日閣議決定 (略) 令和 6 年 4 月 1 日一部変更 <u>令和 7 年 6 月 24 日一部変更</u></p> </div> <p>総合特別区域（以下「総合特区」という。）において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に基づき、総合特区における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針として、総合特別区域基本方針（以下「本方針」という。）を定める。</p> <p>第一 総合特別区域における産業の国際協力の強化及び地域の活性化の推進の意義及び目標に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 総合特区制度により実現すべき目標</p>	<p>総合特別区域基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">平成 23 年 8 月 15 日閣議決定 (略) 令和 6 年 4 月 1 日一部変更</p> </div> <p>総合特別区域（以下「総合特区」という。）において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に基づき、総合特区における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針として、総合特別区域基本方針（以下「本方針」という。）を定める。</p> <p>第一 総合特別区域における産業の国際協力の強化及び地域の活性化の推進の意義及び目標に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 総合特区制度により実現すべき目標</p>

変更案	現行
<p>総合特区制度の導入により実現すべき目標は、国際戦略総合特区においては産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特区においては地域の活性化である。</p> <p>これらの目標に資するものとして、地域において取り組んでいる分野としては、例えば以下のようなものが挙げられる。</p> <p>ア)～カ) (略)</p> <p>総合特区制度の事業分野を横断する視点として、Society5.0、SDGs、デジタル化、ウィズコロナ・ポストコロナ等の視点について、各特区がこうした視点を明確に認識・共有しつつ取組を加速化することが必要である。</p> <p>なお、東日本大震災によって被災した地域や、震災の影響を受けた地域における総合特区制度の運用に当たっては、震災からの復興を十分に考慮した運用を行うこととする。</p> <p>また、総合特区制度の推進による産業の国際競争力の強化及び地域の活性化は、地方創生に寄与するものであり、総合特区制度の各施策を効率的・効果的に実施するため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）や地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）に基づく地方創生関連施策とのより一層密接な連携を図ることも重要である。</p> <p>さらに、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）に位置づけられている「環境未来都市」構想について、以下の要件を満たす場合には、環境未来都市と総合特区の政策課題が共通であると判断されるため、このような特区は、本方針において「環境未来都市型総合特区」として取り扱い、環境未来都市と総合特区が相互に連携し、支援措置を講ずることにより、政策課題</p>	<p>総合特区制度の導入により実現すべき目標は、国際戦略総合特区においては産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特区においては地域の活性化である。</p> <p>これらの目標に資するものとして、地域において取り組んでいる分野としては、例えば以下のようなものが挙げられる。</p> <p>ア)～カ) (略)</p> <p>総合特区制度の事業分野を横断する視点として、Society5.0、SDGs、デジタル化、ウィズコロナ・ポストコロナ等の視点について、各特区がこうした視点を明確に認識・共有しつつ取組を加速化することが必要である。</p> <p>なお、東日本大震災によって被災した地域や、震災の影響を受けた地域における総合特区制度の運用に当たっては、震災からの復興を十分に考慮した運用を行うこととする。</p> <p>また、総合特区制度の推進による産業の国際競争力の強化及び地域の活性化は、地方創生に寄与するものであり、総合特区制度の各施策を効率的・効果的に実施するため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく地方創生関連施策とのより一層密接な連携を図ることも重要である。</p> <p>さらに、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）に位置づけられている「環境未来都市」構想について、以下の要件を満たす場合には、環境未来都市と総合特区の政策課題が共通であると判断されるため、このような特区は、本方針において「環境未来都市型総合特区」として取り扱い、環境未来都市と総合特区が相互に連携し、支援措置を講ずることにより、政策課題</p>

変更案	現行
<p>の解決に向けたより効果的な事業の実施を推進するものとする。具体的には、環境未来都市の選定に基づく財政支援（補助金等）により次世代社会システム、設備補助等関連予算を集中することに加え、総合特区制度に基づく規制の特例措置等を講ずることとする。</p> <p>①・②（略）</p> <p>なお、総合特区制度の運用に当たっては、法第8条又は法第31条等に基づく民間等からの提案制度、法第19条又は法第42条に基づく地域協議会（以下「地域協議会」という。）の活用等により、地域の実情に最も精通した住民、NPO、民間企業などの民間主体の知恵や資金、創意工夫が最大限いかされるよう努めるとともに、これらの民間主体が総合特区における取組に主体的に参画できるよう十分配慮することが必要である。その上で、民間主体と地方公共団体との連携の下で立案された実現可能性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援するものである。その際、類似する政策課題を有する特区や近接する特区等の取組が相乗効果を生むよう、特区間の連携や情報交換等を行うとともに、都市と地方の間で、ヒト・モノ・カネの交流・連携を通じ、地域間の共生を図ることも重要である。</p> <p>第二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</p> <p>1 政府における推進体制</p> <p>①（略）</p>	<p>の解決に向けたより効果的な事業の実施を推進するものとする。具体的には、環境未来都市の選定に基づく財政支援（補助金等）により次世代社会システム、設備補助等関連予算を集中することに加え、総合特区制度に基づく規制の特例措置等を講ずることとする。</p> <p>①・②（略）</p> <p>なお、総合特区制度の運用に当たっては、法第8条又は法第31条等に基づく民間等からの提案制度、法第19条又は法第42条に基づく地域協議会（以下「地域協議会」という。）の活用等により、地域の実情に最も精通した住民、NPO、民間企業などの民間主体の知恵や資金、創意工夫が最大限いかされるよう努めるとともに、これらの民間主体が総合特区における取組に主体的に参画できるよう十分配慮することが必要である。その上で、民間主体と地方公共団体との連携の下で立案された実現可能性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援するものである。その際、類似する政策課題を有する特区や近接する特区等の取組が相乗効果を生むよう、特区間の連携や情報交換等を行うとともに、都市と地方の間で、ヒト・モノ・カネの交流・連携を通じ、地域間の共生を図ることも重要である。</p> <p>第二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</p> <p>1 政府における推進体制</p> <p>①（略）</p>

変更案	現行
<p>② 内閣府及び各省庁の連携</p> <p>総合特区制度の推進に当たっては、内閣府において、規制の特例措置等の提案の受付、本方針の変更その他の本部に関する事務、総合特区の指定、総合特区推進方針の策定、国と地方の協議会の庶務、総合特区計画の認定その他の法に基づき内閣総理大臣が行う指定、認定等に関する事務を行う。</p> <p>関係府省は、内閣府と緊密に連携し、地域の責任ある戦略に基づく取組が実現するよう、地域からの提案の実現に向け、最大限努力するものとする。</p> <p>内閣府は、関係府省の施策間の総合的な調整を図るものとする。特に、内閣府設置法第9条に基づき設置された内閣府特命担当大臣は、同法第12条に基づき、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができるほか、勧告し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めること等ができる。また、内閣府は各地域における活用が円滑に進むよう各府省の支援制度に係る地域への情報提供等の取組を推進するとともに、<u>法第3条及び第4条の規定を踏まえ、新たな規制・制度改革や全国措置化（規制の特例措置の全国展開又は構造改革特区の規制の特例措置への移管をいう。以下同じ。）の実現に必要なデータ、事例等の収集や検証、先進的な取組の実現に必要な実証、地域における多様な関係者の連携促進に向けた情報発信やノウハウ支援など、地域のチャレンジを促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>また、総合特区制度の推進に関連し、各地域の実情に応じた課題の把握や相談への対応等については、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室等とも連携して行うものとする。</p>	<p>② 内閣府及び各省庁の連携</p> <p>総合特区制度の推進に当たっては、内閣府において、規制の特例措置等の提案の受付、本方針の変更その他の本部に関する事務、総合特区の指定、総合特区推進方針の策定、国と地方の協議会の庶務、総合特区計画の認定その他の法に基づき内閣総理大臣が行う指定、認定等に関する事務を行う。</p> <p>関係府省は、内閣府と緊密に連携し、地域の責任ある戦略に基づく取組が実現するよう、地域からの提案の実現に向け、最大限努力するものとする。</p> <p>内閣府は、関係府省の施策間の総合的な調整を図るものとする。特に、内閣府設置法第9条に基づき設置された内閣府特命担当大臣は、同法第12条に基づき、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができるほか、勧告し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めること等ができる。また、内閣府は各地域における活用が円滑に進むよう各府省の支援制度に係る地域への情報提供等の取組を推進するものとする。</p> <p>また、総合特区制度の推進に関連し、各地域の実情に応じた課題の把握や相談への対応等については、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室等とも連携して行うものとする。</p>

変更案	現行
<p>③ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 国と地方の協議会に関する基本的な事項</p> <p>① 国と地方の協議会の目的</p> <p>総合特区における取組については、政策課題と解決の方向性を国と地域で共有し、協働プロジェクトとして実施することとしている。このため、総合特区制度では、総合特区ごとに、関係府省及び指定地方公共団体に加え、必要に応じ、当該総合特区における事業の実施主体等を構成員とする国と地方の協議会を組織することとしている。</p> <p>国と地方の協議会は、総合特区の指定後、総合特区推進方針に基づき、協議会で協議をするべき事項及び構成員を定めた上で、速やかに組織するものとする。なお、協議会の庶務については、法第 11 条第 9 項又は法第 34 条第 9 項に基づき、内閣府において処理する。</p> <p>国と地方の協議会は、法第 11 条第 1 項又は法第 34 条第 1 項に基づき、総合特区において実施される事業に必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の施策の推進に関し必要な協議を行う。具体的には、当該総合特区の指定地方公共団体から提案された規制の特例措置等の整備に関する協議を行うほか、第二の 5 に示す総合特区及び規制の特例措置等の評価結果の審議を行う。<u>なお、国と地方の協議会は、効果的な協議等を行うため、必要に応じ、特区制度を担当する内閣府特命担当大臣の下で開催する有識者によるワーキンググループ（以下「WG」という。）に協力を求めること</u></p>	<p>③ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 国と地方の協議会に関する基本的な事項</p> <p>① 国と地方の協議会の目的</p> <p>総合特区における取組については、政策課題と解決の方向性を国と地域で共有し、協働プロジェクトとして実施することとしている。このため、総合特区制度では、総合特区ごとに、関係府省及び指定地方公共団体に加え、必要に応じ、当該総合特区における事業の実施主体等を構成員とする国と地方の協議会を組織することとしている。</p> <p>国と地方の協議会は、総合特区の指定後、総合特区推進方針に基づき、協議会で協議をするべき事項及び構成員を定めた上で、速やかに組織するものとする。なお、協議会の庶務については、法第 11 条第 9 項又は法第 34 条第 9 項に基づき、内閣府において処理する。</p> <p>国と地方の協議会は、法第 11 条第 1 項又は法第 34 条第 1 項に基づき、総合特区において実施される事業に必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の施策の推進に関し必要な協議を行う。具体的には、当該総合特区の指定地方公共団体から提案された規制の特例措置等の整備に関する協議を行うほか、第二の 5 に示す総合特区及び規制の特例措置等の評価結果の審議を行う。</p>

変更案	現行
<p>ができる。</p> <p>国と地方の協議会においては、関係府省、地方公共団体と地域の実施主体等が政策課題と解決の方向性を共有し、自らの権限や利益のみに拘泥することなく、地域の立場に立って、政策課題の解決に向けた措置を真摯に検討することが必要である。</p> <p>また、構成員である関係府省は、新たな規制の特例措置等に関する提案の実現に向けた誠実な協議を行い、規制の特例措置等の一層の充実・強化を図らなければならない。特に規制の特例措置に係る提案については、地域の提案に対して、関係省庁は、代替措置の提案も含め、前向きな議論を実施するものとし、仮に当該提案の実現が困難である場合には、明確な根拠を示すことにより、説明責任を果たすものとする。</p> <p>一方、地方公共団体や地域の実施主体等は、国と地方の協議会が、単に当該総合特区に係る取組又は事業への国の支援の要望を行う場ではなく、政策課題の解決に向けた規制の特例措置等について協議する場であることを念頭に、協議に参画することが必要である。</p> <p>これらを通じて、総合特区における地域の取組を突破口として、関係府省が所管する行政分野の施策が今後の経済・社会の変化に対応した産業の国際競争力強化又は地域活性化の推進に向け進化・充実していくことが期待される。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>5 総合特区の評価に関する基本的な事項</p>	<p>国と地方の協議会においては、関係府省、地方公共団体と地域の実施主体等が政策課題と解決の方向性を共有し、自らの権限や利益のみに拘泥することなく、地域の立場に立って、政策課題の解決に向けた措置を真摯に検討することが必要である。</p> <p>また、構成員である関係府省は、新たな規制の特例措置等に関する提案の実現に向けた誠実な協議を行い、規制の特例措置等の一層の充実・強化を図らなければならない。特に規制の特例措置に係る提案については、地域の提案に対して、関係省庁は、代替措置の提案も含め、前向きな議論を実施するものとし、仮に当該提案の実現が困難である場合には、明確な根拠を示すことにより、説明責任を果たすものとする。</p> <p>一方、地方公共団体や地域の実施主体等は、国と地方の協議会が、単に当該総合特区に係る取組又は事業への国の支援の要望を行う場ではなく、政策課題の解決に向けた規制の特例措置等について協議する場であることを念頭に、協議に参画することが必要である。</p> <p>これらを通じて、総合特区における地域の取組を突破口として、関係府省が所管する行政分野の施策が今後の経済・社会の変化に対応した産業の国際競争力強化又は地域活性化の推進に向け進化・充実していくことが期待される。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>5 総合特区の評価に関する基本的な事項</p>

変更案	現行
<p>①・② (略)</p> <p>③評価の方法</p> <p>ア)・イ) (略)</p> <p>ウ) 規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置に関する評価並びにその結果の公表</p> <p>当該総合特区に係る規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置に関する評価については、当該特例措置を活用した事業に関する評価書が取りまとめられた場合、当該評価書等を踏まえ、当該特例措置を所管する府省（以下「規制所管府省」という。）が総合特区の目標の達成及び政策課題の解決への寄与の観点から行うことを基本とする。ただし、複数の府省にまたがる場合については、各府省が行うものについて内閣府が協力する。規制所管府省は、当該評価書等に記載された規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置に係る効果について確認を行い、評価書に所見を記載するとともに、適用状況等を踏まえ、必要に応じ、当該特例措置に係る要件の見直し（拡充、是正又は廃止等）等を行うこととする。なお、構造改革特区の規制の特例措置に係る要件の見直し等については、別途、法第 14 条の 2 第 4 項又は第 37 条の 2 第 4 項の規定により適用される構造改革特別区域法第 47 条の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定）に定めるところにより評価を行うものとする。</p> <p>要件の見直し等（構造改革特区の規制の特例措置に係るものを除く。ただし、当該構造改革特区の規制の特例措置について、総合特区のみに適用される要件の見直しを行う場合にはこの限りでない。）が必要とされた場</p>	<p>①・② (略)</p> <p>③評価の方法</p> <p>ア)・イ) (略)</p> <p>ウ) 規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置に関する評価</p> <p>当該総合特区に係る規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置に関する評価については、当該特例措置を活用した事業に関する評価書を取りまとめられた場合、当該評価書等を踏まえ、当該特例措置を所管する府省（以下「規制所管府省」という。）が総合特区の目標の達成及び政策課題の解決への寄与の観点から行うことを基本とする。ただし、複数の府省にまたがる場合については、各府省が行うものについて内閣府が協力する。規制所管府省は、当該評価書等に記載された規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置に係る効果について確認を行い、評価書に所見を記載するとともに、適用状況等を踏まえ、必要に応じ、当該特例措置に係る要件の見直し（拡充、是正又は廃止等）等を行うこととする。なお、構造改革特区の規制の特例措置に係る要件の見直し等については、別途、法第 14 条の 2 第 4 項又は第 37 条の 2 第 4 項の規定により適用される構造改革特別区域法第 47 条の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定）に定めるところにより評価を行うものとする。</p> <p>要件の見直し等（構造改革特区の規制の特例措置に係るものを除く。ただし、当該構造改革特区の規制の特例措置について、総合特区のみに適用される要件の見直しを行う場合にはこの限りでない。）が必要とされた場</p>

変更案	現行
<p>合には、評価結果の公表とは別に、規制所管府省において指定地方公共団体に対する意見聴取の上、検討を行い、当該地方公共団体が取りまとめた評価書が提出された年の12月を目途に、当該検討結果及び対応方針について、本部へ報告し、速やかに公表するものとする。ただし、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更される場合には、第五の1③に即し、本部にその旨を報告するものとする。</p> <p><u>内閣府は、評価書（規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置を活用した事業を含む場合は、規制所管府省の所見が記載されたもの）について、原則として、国と地方の協議会における審議を経て、評価・調査検討会において検討・評価を行った評価結果と併せて本部に報告し、速やかに公表するものとする。</u></p> <p>（削除）</p> <p>④・⑤ （略）</p> <p>6 関連する施策との連携に関する基本的な事項</p> <p><u>国家戦略特区制度、構造改革特区制度その他の規制・制度改革関係制度等との連携を図りながら、それぞれの制度の特色や枠組みを活かし、効果の最</u></p>	<p>合には、<u>エ）</u>の評価結果の公表とは別に、規制所管府省において指定地方公共団体に対する意見聴取の上、検討を行い、当該地方公共団体が取りまとめた評価書が提出された年の12月を目途に、当該検討結果及び対応方針について、本部へ報告し、速やかに公表するものとする。ただし、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更される場合には、第五の1③に即し、本部にその旨を報告するものとする。</p> <p><u>エ）評価結果の公表</u></p> <p><u>内閣府は、評価書（規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置を活用した事業を含む場合は、ウ）により規制所管府省の所見が記載されたもの）について、原則として、国と地方の協議会における審議を経て、評価・調査検討会において検討・評価を行った評価結果と併せて本部に報告し、速やかに公表するものとする。</u></p> <p>④・⑤ （略）</p> <p>6 関連する施策との連携に関する基本的な事項</p>

変更案	現行
<p>大化を目指すものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 経済社会の構造改革の推進に関する施策との連携</p> <p>指定地方公共団体が、総合特区計画に構造改革特区法の特定事業に係る事項を定め、当該総合特区計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定を構造改革特別区域法第4条第9項の認定とみなす等して、同法第4章の規定を適用することとされている。これにより、構造改革特区の規制の特例措置は、指定地方公共団体からの提案や法令の一部改正を待つことなく、又は構造改革特区計画の認定を別途受けることなく、総合特区においても活用することが可能となっている。<u>また、総合特区の規制の特例措置について、直ちに全国展開することが困難な場合であってもその効果を全国に波及していくことが可能となるよう、規制の特例措置の全国展開と併せて構造改革特区の規制の特例措置への移管も推進する。内閣府は、全国措置化や規制の特例措置の要件の見直しについて、国と地方の協議会における効果的な協議等を行うため、必要に応じ、WGに協力を求めることができる。</u></p> <p>こうした措置を踏まえつつ、関係府省及び地方公共団体は、各地域が総合特区において目指す政策課題の解決等に向けて規制の特例措置を整備するに際しては、構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域制度等、経済社会の構造改革の推進を図る施策と連携を図っていくこととする。</p> <p>③・④ (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② 経済社会の構造改革の推進に関する施策との連携</p> <p>指定地方公共団体が、総合特区計画に構造改革特区法の特定事業に係る事項を定め、当該総合特区計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定を構造改革特別区域法第4条第9項の認定とみなす等して、同法第4章の規定を適用することとされている。これにより、構造改革特区の規制の特例措置は、指定地方公共団体からの提案や法令の一部改正を待つことなく、又は構造改革特区計画の認定を別途受けることなく、総合特区においても活用することが可能となっている。</p> <p>こうした措置を踏まえつつ、関係府省及び地方公共団体は、各地域が総合特区において目指す政策課題の解決等に向けて規制の特例措置を整備するに際しては、構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域制度等、経済社会の構造改革の推進を図る施策と連携を図っていくこととする。</p> <p>③・④ (略)</p>

変 更 案	現 行
<p>第三・第四 (略)</p> <p>第五 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 総合特区における金融上の支援措置</p> <p>① 総合特区支援利子補給金の支給</p> <p>i)～iii) (略)</p> <p>iv) <u>総合特区支援利子補給金と地方創生に資する他の利子補給制度との連携</u> <u>地方創生に資する事業については、他の利子補給制度（地域再生法第14条に基づく地域再生支援利子補給金若しくは同法第15条に基づく特定地域再生支援利子補給金又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第28条に基づく国家戦略特区支援利子補給金に係るものをいう。以下同じ。）の活用が可能な場合もあり、地方創生に資する事業への地域の金融機関の主体的な連携・参画を後押しする観点からも、制度間連携による支援を推進する。</u> <u>なお、こうした他の利子補給制度と総合特区支援利子補給金を一体的に運用することで、それぞれの資金ニーズに応じた柔軟な執行を可能とするほか、地域の金融機関及び事業者の利便性を確保し、もって産業の国際競</u></p>	<p>第三・第四 (略)</p> <p>第五 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 総合特区における金融上の支援措置</p> <p>① 総合特区支援利子補給金の支給</p> <p>i)～iii) (略)</p> <p>(新設)</p>

変更案	現行
<p><u>争力の強化等と地域の活性化を効果的に実現していく。</u></p> <p>② (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第六 その他総合特区における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し必要な事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 特区制度に関する情報発信等</u></p> <p><u>総合特区制度の運用に当たっては、制度を活用する側の視点に立って、本制度の特徴や、その他の規制・制度改革に関する制度との相違等を含め、分かりやすい周知に努めることとする。</u></p> <p><u>また、国家戦略特区制度、構造改革特区制度等を含む特区制度を活用した好事例の周知、地域課題解決のモデルとなる取組の横展開等、特区の活用促進につながる情報発信を強化するとともに、地方公共団体、民間事業者等の地域における現場の声を聴き、多様な関係者の連携を促進するために必要なノウハウ、人材育成等の支援に努めることとする。</u></p> <p><u>4 施行状況を踏まえた総合特区の指定</u></p>	<p>② (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第六 その他総合特区における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し必要な事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3 施行状況を踏まえた総合特区の指定</u></p>

変更案	現行										
<p>総合特区の指定については、総合特区の指定状況及び取組の終了状況等を踏まえ、「選択と集中」の観点から必要に応じて検討を行い、措置を講ずるものとする。</p>	<p>総合特区の指定については、総合特区の指定状況及び取組の終了状況等を踏まえ、「選択と集中」の観点から必要に応じて検討を行い、措置を講ずるものとする。</p>										
<p>別表 1（国際戦略総合特区において活用することができる規制の特例措置） （略）</p>	<p>別表 1（国際戦略総合特区において活用することができる規制の特例措置） （略）</p>										
<p>別表 2（地域活性化総合特区において活用することができる規制の特例措置）</p>	<p>別表 2（地域活性化総合特区において活用することができる規制の特例措置）</p>										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="91 668 389 721">番号</td> <td data-bbox="392 668 1093 721">国交B001 ～ 経産B002（略）</td> </tr> </table>	番号	国交B001 ～ 経産B002（略）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1135 668 1429 721">番号</td> <td data-bbox="1431 668 2132 721">国交B001 ～ 経産B002（略）</td> </tr> </table>	番号	国交B001 ～ 経産B002（略）						
番号	国交B001 ～ 経産B002（略）										
番号	国交B001 ～ 経産B002（略）										
<p>（削除）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1135 778 1429 831">番号</td> <td data-bbox="1431 778 2132 831">国交B004</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 833 1429 938">特定地域活性化事業の名称</td> <td data-bbox="1431 833 2132 938">回送運行効率化事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 940 1429 992">措置区分</td> <td data-bbox="1431 940 2132 992">省令</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 994 1429 1145">特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項</td> <td data-bbox="1431 994 2132 1145">道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第26条の5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 1147 1429 1401">特例措置を講ずべき法令等の現行規定</td> <td data-bbox="1431 1147 2132 1401">回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の前面及び後面であって自動車の運行中、回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないように見やすい位置に、かつ、被覆しないことその他番号の識別に支障が生じない方法により確実に（合成</td> </tr> </table>	番号	国交B004	特定地域活性化事業の名称	回送運行効率化事業	措置区分	省令	特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第26条の5	特例措置を講ずべき法令等の現行規定	回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の前面及び後面であって自動車の運行中、回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないように見やすい位置に、かつ、被覆しないことその他番号の識別に支障が生じない方法により確実に（合成
番号	国交B004										
特定地域活性化事業の名称	回送運行効率化事業										
措置区分	省令										
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第26条の5										
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の前面及び後面であって自動車の運行中、回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないように見やすい位置に、かつ、被覆しないことその他番号の識別に支障が生じない方法により確実に（合成										

変更案		現行	
			樹脂製のものにあつては脱落しないように) 取り付けることによつて行うものとする。
		特例措置の内容	総合特別区域内において、回送自動車を運行の用に供する場合、回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示のうち、後面の当該表示を省略できるものとする。
		同意の要件	<p>認定を受けようとする事業の内容について定めた地域活性化総合特別区域計画について、以下の内容が確認できること。</p> <p>①特例を受ける回送自動車(以下「特例自動車」という。)を運行の用に供する道路の区間が特定されていること</p> <p>②当該区間が短く、かつ、当該区間における特例自動車以外の自動車の交通量が少ないこと</p> <p>③特例自動車(以下「特例自動車」という。)が車列を組んで運行し、当該車列の最後尾の自動車の後面には、当該車列が回送運行効率化事業を行っている旨の表示を付すこと</p>
		特例措置に伴い必要となる手続	特になし。
番号	国交B005 ~ 厚労B007 (略)	番号	国交B005 ~ 厚労B007 (略)
別表3 全国において実施することとされた規制改革		別表3 全国において実施することとされた規制改革	

変更案

注) 「市町村」には、特別区を含む。

事項名	規制改革の実施内容	規制改革を実施する法令等	実施時期	所管省庁
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
航空機部品等の譲渡手続の規制緩和	免税で輸入した航空機部品等を免税のまま航空会社に譲渡するには、譲渡前に、関税暫定措置法に定める用途外使用に該当しない旨の届出を都度行わなくてはならなかったが、対象となる譲渡品の授受者・譲渡の理由等について事前に税関に届け出ることにより、都度の事前届出を不要とする。	関税暫定措置法 基本通達 10-1 (令和 2 年 3 月 31 日財関第 415 号)	令和 2 年 4 月 1 日施行(措置済)	財務省
回送運行効率化事業	総合特別区域内において、回送自動車を運行の用に供する場合、回送運行許可番号標及びこれに	道路運送車両法 施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 74 号)	令和 4 年 3 月 31 日施行・発	国土交通省

現行

注) 「市町村」には、特別区を含む。

事項名	規制改革の実施内容	規制改革を実施する法令等	実施時期	所管省庁
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
航空機部品等の譲渡手続の規制緩和	免税で輸入した航空機部品等を免税のまま航空会社に譲渡するには、譲渡前に、関税暫定措置法に定める用途外使用に該当しない旨の届出を都度行わなくてはならなかったが、対象となる譲渡品の授受者・譲渡の理由等について事前に税関に届け出ることにより、都度の事前届出を不要とする。	関税暫定措置法 基本通達 10-1 (令和 2 年 3 月 31 日財関第 415 号)	令和 2 年 4 月 1 日施行(措置済)	財務省

(新設)

変 更 案				現 行	
	<u>記載された番号の表示のうち、後面の当該表示を省略できるものとする。</u>	<u>通達「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」(昭和57年9月18日付け自管第149号)</u>	<u>出</u> <u>(措置</u> <u>済)</u>		